

国内募集型企画旅行条件書

(本条件書は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。)

(お申込みいただく前に、この条件書を必ずお読みください)

募集型企画旅行契約

この旅行は、㈱トチギ旅行開発(以下「当社」という)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。旅行契約の内容・条件は本旅行条件書によるほか、募集広告、本パンフレット、確定書面および当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)(以下、「約款」という)によります。

第1項 お申込み条件

- (1)お申込みの時点で小学生のお子様は保護者の同伴が必要となります。
- (2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合はお申込みをお断りすることがあります。
- (3)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方、その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)あらかじめ当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要な措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (4)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、または書面でそれらを申し出でいただくことがあります。
- (5)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者または同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、または旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (6)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合はお申込みをお断りすることがあります。
- (7)当社の業務上の都合でお申込みをお断りすることがあります。

第2項 契約書面および確定書面

(1)契約書面とは

- ①募集広告
- ②本旅行条件書

をいい、確定書面とは出発前にお渡しする最終旅行日程表のことをいいます・

- (2)当社が旅行契約により手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスは契約書面及び確定書面に記載するところによります。
- (3)最終旅行日程表は遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。年末年始及びゴールデンウィーク等の特定期間に出発するコースについては旅行開始日の間際にお渡しすることがありますが、原則として、旅行開始日の前日から起算して7日前に当たる日までにお渡しできるよう努力いたします。ただし、お客様の旅行のお申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降になされた場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

第3項 ツアーに含まれるもの

(1)日程表に記載された以下のものが含まれます。

- ①貸切バスの運賃・料金
- ②観光・視察の代金
- ③国内旅行傷害保険
- ④添乗員料金

第4項 ツアーに含まれないもの

第3項に掲げるもののほかはツアーに含まれません。その一部を例示します。

- ①自宅から集合場所までへの交通費や宿泊費等
- ②飲食代等お客様の個人的諸費用

第5項 旅行契約内容の変更

(1)当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の管理し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは旅行契約の内容(以下、「契約内容」という)を変更することがあります。

(2)前号の場合は、変更の事由に当社が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を事前に説明します。ただし、緊急の場合においてやむを得ない場合は変更後に説明します。

第6項 旅行契約の解除

(1)旅行開始前

①お客様の解除

ア お客様はいつでも旅行契約を解除することができます。ただし、解除の申し出は、当社の営業日、営業時間内にお受けします。

イ お客様は次に該当する場合は、旅行契約を解除することができます。

- a 契約内容の変更が行われたとき。その他の重要なものである場合に限り、
- b 旅行代金が発生されたとき。
- c 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の事由が生じた場合であって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- d 当社がお客様に対し第2項第3号に定める期日までに最終日程表をお渡ししなかったとき。
- e 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

②当社の解除と払い戻し

以下に該当する場合は、当社は旅行契約締結後であってもお客様に理由を説明して旅行契約を解除することがあります。

- a お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- b お客様が病気、必要な介護者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- c お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- d お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- e お客様の数が募集広告、パンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行の場合3日前)に当たる日より前に旅行を中止する旨を通知します。
- f 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(2)旅行開始後

①お客様の解除

ア お客様のご都合により離団されたときはお客様の権利放棄とみなします。

イ お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に記載した旅行サービスを受けられなくなったとき、または当社がその旨を告げたときはお客様は当該受けられなくなった旅行サービスに係る部分の旅行契約を除することができます。

②当社の解除と払い戻し

ア 当社は以下に該当する場合、お客様に理由を説明して旅行契約を解除することがあります。

- a お客様が病気、必要な介護者の不在のその他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
- b お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等による当社の指示への違背、これらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫等により団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

○ 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能になったとき。

イ 解除の効果

当社が本号②アの規定に基づいて旅行契約を解除したときは当社とお客様の契約関係は将来に向かってのみ消滅し、お客様が既に提供を受けられた旅行サービスに関する当社の債務については有効な弁済がなされたものとします。

ウ 解除後の帰路手配

本号②アのaまたはcにより、当社が旅行契約を解除したときはお客様の求めに応じて、出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合、当該サービスの手配に係る費用はお客様の負担になります。

第7項 添乗員と旅程管理

添乗員の同行の有無は募集広告、パンフレット等に明示します。

- ①添乗員が同行する旅行においては添乗員が旅行を円滑に実施するために必要な業務を行います。
- ②お客様は旅行を円滑に実施するため添乗員または現地係員の指示に従っていただきます。
- ③添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

第8項 当社の責任

(1)当社は旅行契約の履行に当たって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときはお客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日の翌日から起算して2年以内に当社に通知があったときに限ります。

(2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合においては当社は原則として前号の責任を負いません。

- ①天災地変、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由、またはこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮または旅行の中止。
- ②伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、詐欺等の犯罪行為、その他当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたとき。
- ③手荷物について生じた第1号の損害については同号の定めにかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様一人につき15万円を限度(ただし、当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。

第9項 特別補償

当社は前項第1号の責任が生ずるか否かを問わず当社約款の別紙特別補償規定で定めるところにより、お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によって、その生命、身体または手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金、通院見舞金および携行品損害補償金を支払います。なお、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日にお客様が被った損害については上記補償金等は支払いません。

第10項 旅程保証

運送等のサービス提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関の座席・客室その他の諸設備の不足が生じたこと(オーバーフロー)によるもの以外の変更を除きます。

次に掲げる事由による変更

ア 天災地変、 イ 暴動、 ウ 官公署、 エ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

オ 当初の運行計画によらない運送サービスの提供、 カ 旅行参加者の生命または身体の安全確保のための必要な措置

第11項 お客様の責任

(1)お客様の故意または過失によって当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2)お客様は当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他契約内容について理解するよう努めなければなりません。

(3)お客様は旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載された旅行サービスの内容と実際に提供される旅行サービスの内容が異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

第 12 項 その他

(1)旅行中に事故等が生じた場合は直ちに最終旅行日程表でお知らせする連絡先にご通知下さい。当社は旅行中にお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合においてこれが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

(2)お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員・現地係員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による所持品紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(3)お客様の便宜を図るためにお土産店にご案内することがありますが、お買い物に際してはお客様の責任で購入していただきます。

(4)パンフレット等に使用した風景写真はイメージとして使用したのもありますので、お客様が旅行される時期に必ずしもご覧になる風景とは限りません。

第 13 項 個人情報の取り扱いについて

当社は旅行お申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様とのあいだの連絡に利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供する旅行サービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社は

- ①当社および当社と提携する企業の商品のサービス、キャンペーンのご案内
- ②旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い
- ③アンケートのお願い
- ④特典・サービスの提供
- ⑤統計資料の作成

にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

第 14 項 基準日

この旅行は 2019 年 04 月 01 日を基準としております。

一般社団法人 日本旅行業協会正会員 栃木県知事登録旅行業第 2-506 号

旅行企画・実施 株式会社 トチギ旅行開発

総合旅行業務取扱管理者 長田拓也

〒320-0031 栃木県宇都宮市戸祭元町 2-8 TEL028-600-1555